

スポーツ施設予約システム

渋谷スポーツネット

宮下公園運動施設 団体登録のご案内

1 団体登録の方法

団体登録ができる方
団体登録の要件
登録申請に必要なもの
申請書記入上のご注意
申請書類の提出先

2 渋谷区スポーツネットの利用者登録

渋谷区スポーツネット利用者カード等の交付
渋谷区スポーツネット利用者登録の有効期限
登録申請書等の内容に変更があった場合
ご注意

3 渋谷区スポーツネットの利用

渋谷区スポーツネットとは
渋谷区スポーツネットの申込み開始時期
当選確認
申込み件数と予約件数
予約申込みから施設利用までの流れ
種目別の利用可能施設

4 登録申請書記入例

5 宮下公園フットサル場使用料金



1 団体登録の方法

宮下公園運動施設団体登録

宮下公園フットサル場を利用する団体は、宮下公園運動施設団体登録が必要となります。

宮下公園運動施設で団体登録することにより、渋谷区スポーツ施設の種別「屋外」に登録したこととなるため、渋谷区スポーツ施設の種別「屋外」で登録する必要はありません。また、渋谷区スポーツ施設の種別「屋外」に含まれるどの種目でも予約申込みができます。（例えば宮下公園運動施設で団体登録した場合、スポーツセンターのフットサルやソフトボール等の利用ができます。）

渋谷区スポーツ施設の種別「屋外」で登録している団体は、宮下公園運動施設で団体登録をする必要はありません。

宮下公園運動施設団体の登録の要件

- ・宮下公園運動施設団体登録では、構成員の総数が10人以上であること。
- ・在住・在勤者団体は、構成員の2/3以上が渋谷区在住者又は在勤者であること。
- ・在学者団体は、全員が渋谷区内にある高等学校以上の在学者であること。
- ・在住・在勤者団体については、代表者は渋谷区在住者又は在勤者であること。
- ・代表者は、満16歳以上であること。

宮下公園フットサル場で登録すると、スポーツセンター屋外施設（運動場、フットサル場）、二子玉川区民運動施設（運動場、野球場）がご利用できます。

宮下公園運動施設で登録された団体が、スポーツセンターの会議室を利用される場合は、別に渋谷区スポーツ施設屋内種別での登録が必要です。

営利を目的とした活動を行うための登録はできません。

登録申請に必要なもの

- 1 宮下公園運動施設団体登録申請書（所定用紙）
（兼渋谷区スポーツネット登録申請書）
- 2 会員名簿（所定用紙）
- 3 代表者の在住、在勤又は在学が証明できるもの（窓口にて確認いたします。）
（各種免許証、健康保険証、学生証等）

申請書記入上のご注意

団体登録申請書のご記入については、「申請書記入例」を参照してください。

暗証番号は、登録団体が任意に定める4桁の数字です。

連絡者は、代表者以外の方をご記入ください。

代表者の住所又は所在地欄には、在住者は自宅住所、在勤者は区内勤務地所在地、在学者は区内学校所在地をお書きください。

黒色ボールペンでお書きください。

申請書類の提出先

- ・宮下公園フットサル場を利用される団体は、宮下公園管理事務所に提出してください。
- ・宮下公園フットサル場以外の施設をご利用の団体は、スポーツセンター、代官山スポーツプラザ、ひがし健康プラザに提出してください。

2 渋谷区スポーツネット利用者登録

渋谷区スポーツネット利用者登録カード等の交付

団体登録申請が受理されますと、渋谷区スポーツネット利用者登録カード（兼登録確認書）と渋谷区スポーツネット操作ガイドをお渡しします。

「渋谷区スポーツネット利用者登録カード」には8桁の利用者登録番号が表示されています。この利用者番号と登録申請時に利用者が任意に決められた4桁の暗証番号は、「渋谷区スポーツネット」による抽選申込みや随時予約をする時に必要となります。

ご注意

- ・有効期限は、2年間です。ただし、登録後2年経過時に登録者としての資格がありかつ、その間に本システムの利用が1回以上あった場合は、自動更新されます。
- ・登録した内容に変更があった場合は、変更届又は団体名簿を必ず提出してください。
- ・団体登録や施設利用に関して、虚偽の登録申請や不正使用があった場合は、スポーツネット利用者登録が抹消されます。

3 渋谷区スポーツネットの利用

渋谷区スポーツネットでできること

宮下公園運動施設で団体登録を行うと、渋谷区スポーツネットを通じてインターネット又は電話による音声応答サービスで宮下公園フットサル場やスポーツセンター等の予約や施設の空き状況を確認することができます。

渋谷区スポーツネットの申込み開始時期

渋谷区スポーツネットでは、利用月の3ヶ月前の25日から2ヶ月前の10日までを抽選申し込み期間としています。

抽選を行った後、予約の入らなかった施設については、利用月の1ヶ月前の1日(在学団体については7日)から利用日前日まで、随時予約を受け付けます。

当選確認











抽選は、コンピュータによる自動抽選です。抽選結果確認期間内(利用月の2ヶ月前の14日から2ヶ月前の24日まで)に渋谷区スポーツネットにより申し込んだ分について当落の確認をしてください。

当選分を利用される場合は、必ず抽選結果確認期間内に当選申請をしてください。この当選申請を行わないと施設の利用ができなくなりますのでご注意ください。

申込み件数と予約件数

渋谷区スポーツネットで1ヶ月に予約できる最大件数は、原則として10件までです。また、抽選申し込み期間中に申し込める件数は、1利用者あたり7件までとし、抽選による当選は最大で7件となります。これにより利用月1ヶ月前の1日からの随時予約期間中に、予約できる数は、(10件 - 当選申請件数)となります。また、10件を超える利用を希望する場合は、利用月1ヶ月前の10日以降、渋谷区スポーツネットでお申し込みください。

●予約申込みから施設利用までの流れ

手続き	在住・在勤者団体	在学者団体	備考
抽選申込み 注1	 <p>利用月の3ヶ月前の25日から 2ヶ月前の10日まで</p>	 <p>利用月の3ヶ月前の25日から 2ヶ月前の10日まで</p>	<ol style="list-style-type: none"> 「渋谷スポーツネット」による申込みのみ受け付けます。 申込み手順は操作ガイドを参照してください。 <p>(最大申込み件数：7件)</p>
抽選 注2	 <p>利用月の2ヶ月前の11日から 13日まで</p>	 <p>利用月の2ヶ月前の11日から 13日まで</p>	<ol style="list-style-type: none"> コンピュータによる自動抽選を行います。 在住・在勤団体と在学団体が同じコマに競合した場合は、在住・在勤団体が優先します。
抽選結果の確認 注3	 <p>利用月の2ヶ月前の14日から 24日まで</p>	 <p>利用月の2ヶ月前の14日から 24日まで</p>	<ol style="list-style-type: none"> 「渋谷スポーツネット」により抽選結果を確認し、当選分を利用される場合は、当選申請をしてください。 当選申請をこの期間内に行わないと施設の利用ができなくなりますのでご注意ください。
(空き施設予約) 注4	 <p>利用月の1ヶ月前の1日から 使用日の前日まで</p>	 <p>利用月の1ヶ月前の7日から 使用日の前日まで</p>	<ol style="list-style-type: none"> 当選申請した分を含め、1ヶ月当たり原則として10件まで予約ができます。 10件を超える分の予約を希望される場合は、利用月1ヶ月前の10日以降、「渋谷スポーツネット」で予約申請してください。
施設の利用 注5	 <p>当日利用</p>	 <p>当日利用</p>	<p>施設をご利用前に所定の窓口へ利用者登録カードを提示の上、使用料をお支払いください。</p>

- (注1): 抽選の申し込みができるのは、渋谷区スポーツネットの利用者登録が完了している団体です。操作方法は「渋谷区スポーツネット操作ガイド」をご覧ください。
渋谷区スポーツネットの受付時間は、午前8時から午後11時までです。
1般電話(職員対応)や窓口では受け付けられません。
年末年始(12月29日から翌年の1月3日までの日)以外の休館・休場日でも渋谷区スポーツネットによる予約受付を行っています。(システムメンテナンス時を除きます。)
- (注2): 抽選期間中(11日~13日)は、抽選対象となる月(2ヶ月先)の申し込みや申し込みキャンセルはできません。ただし、抽選対象月より前の月の施設予約については、渋谷区スポーツネットにより申し込みやキャンセルは可能です。
- (注3): 14日~24日の間に渋谷区スポーツネットにより、抽選結果の確認を行ってください。また、当選した分については、この期間中に当選申請しないとキャンセル扱いとなり、施設利用ができなくなります。
抽選結果確認は、午前8時から午後11時まで渋谷区スポーツネットで受け付けます。1般電話(職員対応)や窓口では受け付けられません。
- (注4): 利用月1ヶ月前の1日から利用日の前日までの間に、「10件 当選申請件数」分の予約ができます。
随時予約により予約した分については、渋谷区スポーツネットによる当選申請の必要はありません。
随時予約の開始日は、在住と在勤団体は利用月1ヶ月前の1日から、在学団体は7日からです。
- (注5): 利用日当日は、施設の利用時間前に、利用施設の各窓口で、「利用者登録カード」を提示のうえ、使用料を納めた後、ご利用ください。

利用者登録についてのお問い合わせは、

宮下公園管理事務所 03(3498)6231

土木清掃部公園課公園管理係 03(3463)2876

5 宮下公園フットサル場使用料金

宮下公園フットサル場使用料金

時間帯	使用料(1時間)
午前9時～午後1時	4,000円
午後1時～午後5時	5,000円
午後5時～午後7時	6,000円
午後7時～午後10時	7,000円

宮下公園フットサル場夜間照明使用料

夜間使用料 30分 250円(注)

夜間照明使用料対象期間と対象時間

期間	照明設備点灯時間
4月1日から4月30日まで	午後6時以降
5月1日から5月31日まで	午後6時30分以降
6月1日から7月31日まで	午後7時以降
8月1日から8月20日まで	午後6時30分以降
8月21日から9月15日まで	午後6時以降
9月16日から10月10日まで	午後5時30分以降
10月11日から10月31日まで	午後5時以降
11月1日から1月20日まで	午後4時30分以降
1月21日から2月20日まで	午後5時以降
2月21日から3月25日まで	午後5時30分以降
3月26日から3月31日まで	午後6時以降

(注) 節電のため当面の間、施設の使用は午後6時までとなります。